

## ○あま市パブリックコメント手続要綱

平成22年3月22日

訓令第15号

改正 平成30年3月19日訓令第2号

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定め、市の基本的な施策等の意思決定過程における市民参加の機会の拡大、公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民等との協働による市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な施策等の策定に際し、当該施策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民等からそれに対する意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等を考慮して当該施策等に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る施策に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な施策等(以下「施策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(ただし、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。)

(2) 市の基本的施策等を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与え

る施策等の基本方針の策定又は改定

- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要する場合
- (2) 実質的に裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 施策等に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められている場合
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する場合
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、次条から第8条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき施策等の策定を行う場合

(公表及び周知方法)

第5条 実施機関は、施策等の策定をしようとするときは、当該施策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、施策等の案を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表をし、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、併せて次に掲げる事項について、広報への掲載、市ウェブサイトを利用した閲覧等の方法により市民等への周知を図るものとする。

- (1) 施策等の案の名称及びその説明
- (2) 施策等の案の入手方法
- (3) 施策等の案に対する意見等の提出方法及び提出期間

3 第1項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策等の趣旨、目的及び背景
- (2) 施策等の案を立案する際に整理した論点及び実施機関の考え方
- (3) 市民等が当該施策等の案を理解するために必要な関連資料

4 第1項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布、市ウェブサイトを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、施策等の案等の公表の日から30日以上の間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

(意見等の提出方法)

第7条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便又は信書便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定による意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、あま市情報公開条例(平成22年あま市条例第7号)第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (3) 施策等の案を修正したときはその修正内容

3 第5条第4項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市ウェブサイトを利用した閲覧等の方法により常時市民等に情報を提供するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月22日から施行する。

附 則(平成30年訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。